

# 北日本自動車大学校 学校保健安全に係る規程

## (目的)

第一条 この規程は、学生及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、学生の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

## (校長の責務)

第二条 校長は、学生及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第一節 学校の管理運営等

### (学校保健計画の策定等)

第三条 学校においては、学生及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、学生に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施するものとする。

### (学校環境衛生基準)

第四条 校長は、文部科学大臣の定める学校環境衛生基準（換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項）に照らして、その設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

2 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じなければならない。

### (保健室)

第五条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

## 第二節 健康相談等

### (健康相談)

第六条 学校においては、学生の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

### (保健指導)

第七条 学校職員は、相互に連携して、健康相談又は学生の健康状態の日常的な観察に

## 北日本自動車大学校 学校保健安全に係る規程

より、学生の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該学生に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条 に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（地域の医療機関等との連携）

第八条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うにあたっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

### 第三節 健康診断

（就学時の健康診断）

第九条 校長は、就学時にその健康診断を行わなければならない。

第十条 校長は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、適切な措置をとらなければならない。

（学生の健康診断）

第十一条 学校においては、毎学年定期に、学生の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に学生の健康診断を行うものとする。

第十二条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（職員の健康診断）

第十三条 校長は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 校長は、必要があるときは、臨時に学校の職員の健康診断を行うものとする。

第十四条 校長は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（健康診断の方法及び技術的基準等）

第十五条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定めるものとする。

# 北日本自動車大学校 学校保健安全に係る規程

(保健所との連絡)

第十六条 校長は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

## 第四節 感染症の予防

(出席停止)

第十七条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある学生があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第十八条 校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

## 第五節 学校医

(学校医の委嘱)

第十九条 学校には、学校医を置くものとする。

2 学校医は、医師を委嘱する。

3 学校医は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

(学校医の職務)

第二十条 学校医等の職務は、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第22条から第24条までの規定に定めるところによる。

2 学校医は、校長の要請に応じ、前項に規定する職務に従事する。

(任期)

第二十一条 学校医等の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(身分)

第二十二条 学校医の身分は、非常勤の特別職とする。

(報償)

第二十三条 学校医の報償の額は年額とし、別表第1による額とする。

2 報償支払いは、六月とする。

## 北日本自動車大学校 学校保健安全に係る規程

- 3 学校医等が、月の初日からその職に就いたとき、又は月の末日までにその職を離れたとき以外の報償は、当該報償額を12で除して得た額を月額とする。

### (執務記録)

第二十四条 学校医等が職務に従事したときは、執務記録簿(様式第2号又は様式第2号の2)を記入し、学校長に提出するものとする。

- 2 学校医等の勤務簿は、前項の執務記録簿をもってこれに代えるものとする。

### (退職等)

第二十五条 学校医等が、辞職しようとするときは、原則として辞職を希望する日の一月前までに辞職願(様式第3号)を校長に提出するものとする。

- 2 校長は、辞職を承認したときは、承認書(様式第4号)を交付する。

### (その他)

第二十六条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に配置されている学校医等については、この規程に基づき配置されたものとみなす。